

## 令和 3年12月15日健康福祉委員会（市長質問以外）

◆西 委員 引き続きよろしく申し上げます。

おむつについては、もう質問は以上で終わらせていただきたいと思いますと思っておりますが、そのほかの項目についてお聞きしたいと思います。

堺市の自殺対策とインターネットについてということで項目を上げさせていただいておりますが、インターネットにおける誹謗中傷を原因として自殺をされるという痛ましいニュースが何か月に一度というか、1か月に一度かもしれませんが、いろいろと大きく報道を騒がせるということがあります。お聞きして非常に悲しくなるし、悔しくもなるわけでありますけれども。

インターネットにおける匿名、特に匿名での誹謗中傷というのは非常に課題が大きいというふうに思うわけですね。見ても非常につらくなるような言葉で、ぼろぼろに相手のことを罵っていると。こんなのが顔を見ての会話でこんな会話できるんだろうかというように思うようなことがたくさん書かれているのを見るわけでありますけれども、こういった問題について堺市の認識はどのようにされてますでしょうか。

（加藤副委員長、大林委員長に替わり委員長席に着く）

◎前原 精神保健課長 この件についての堺市の認識でございますが、コミュニケーションツールとしまして普及しましたSNS等が日常生活や社会経済活動に大きな役割を果たすようになった一方で、匿名のまま不特定多数に向けた特定個人の誹謗中傷を書き込むような事例が深刻な社会問題となっております。自殺にまで追い込まれた痛ましい事案が生じていると認識しています。

自殺の背景には、健康問題や家庭問題、経済・生活問題など様々な原因、動機がありますが、誹謗中傷により、かけがえのない命を失うことがあってはならないことであり、自殺を選択する人を一人でも減らしていくため、社会全体として対策を進めていかなければならないと考えています。以上でございます。

◆西 委員 対策を進めていかなくちゃいけないというのが堺市の認識で、いろいろとお示しいただいたということだと思いますが、インターネット上での誹謗中傷へどのように対応していこうとしているのか、お示しいただけたらと思います。

◎前原 精神保健課長 誹謗中傷への対応でございますが、本市では心的ストレス等心のケアが必要な方の相談では、抱えている悩みの解決に寄り添い、必要な専門相談機関につなぐなど、悩みに応じた支援を行っています。

なお、本市で実施している自殺未遂者への相談支援事業の中では、インターネット上の誹謗中傷を背景とした事例はございません。

また、インターネット上の人権侵害についての啓発活動としましては、市のホームページへの掲載や、保護者、児童・生徒向けに人権啓発雑誌の作成・配布を行っています。

国におきましては、総務省が中心となり、社会問題化したインターネット上の誹謗中傷への対策としまして、啓発活動の推進、オンラインサービスの場を提供する事業者との意見交換を通じた誹謗中傷対策の実施や有効性の検討の働きかけ、また誹謗中傷などによる権利侵害について円滑に被害者救済を図るための発信者情報開示についての制度的見直し、そして被害に遭われた方への相談対応の充実などに取り組んでいます。

このような中で、人権施策の観点から、市民人権局におきましてインターネット等を悪用した差別行為や人権侵害の防止について、より一層の実効性のある対策を早期に講じるよう、大阪府、府内市長会及び町村長会の3者で国に要望しています。以上です。

◆西 委員 おっしゃるとおりですね。様々な課題があつて、人権観点からは、大阪府、府内市長会及び町村長会で要望しているということでありました。

ネット上で匿名でいろいろと好き放題書き込まれて非常に辛い思いをされている、その開示請求をしようにも非常にまだまだハードルが高いというような話も人権侵害についての要望の中でも書いてあります。

この間、総務省の皆さんと議論していたら、いやいや、表現の自由の観点がありましてと。それはよくわかります。大前提です。しかしながら、そのことによって、こういう様々なネット上の誹謗中傷によって問題が起きてるんじゃないですかと申し上げましたが、これについてはまだまだそんなに声がたくさん上がってないようなこともおっしゃっていました。ようなことです。

つまりやっぱり現場を頑張って取り組んでいる基礎自治体から、こういう課題があるよとしっかりと国に対して声を上げていくこと、大事なんじゃないかなというふうに思いますが、現場で自殺対策を所管する健康福祉局として、インターネット上の誹謗中傷を原因としたメンタルヘルス、どのように改善していこうか、制度面の改善も必要だと思います。政令市、一緒になって国にしっかりと提言していくことも大事だと思います。現場でこうなってますという声を上げていくことが大事だと思いますが、その考え方についてはどのようにお考えか、お示してください。

◎前原 精神保健課長 自殺対策を所管する健康福祉局としまして、まずインターネット上の誹謗中傷がメンタルヘルスに大きな影響を及ぼすことを踏まえますと、被害拡大を早期に防ぐための取組が重要と考えております。

そのためには、オンラインサービスの場を提供する事業者による分かりやすい削除依頼等の仕組みや、各事業者が定める規約やポリシーに基づく自主的な取組が特に重要であり、権利侵害情報に該当するものについては、これらの対応を事業者自らが実施できるような環境整備を国においてさらに進められることが望まれます。

このような背景を踏まえまして、今後、政令指定都市の全国会議におきまして、国への要望に向け、インターネット上の誹謗中傷による社会問題について各市と共有しまして、また自殺対策の観点からもさらなる取組の推進を図るよう調整してまいります。以上です。

◆西 委員 ぜび現場の基礎自治体として、こういうことがあるよということを、声をしっかり上げていただくことを要望しまして、この項目を終わりたいと思います。

次の項目に移らせていただきたいと思います。

日高からやろうか東吉野からやろうか悩むところではありますが、日高についてお聞きしたいと思います。

先ほど藤本委員からも御紹介がありました。昨夜、私の元にも健康福祉委員会の議員の皆様へということで、堺市立日高少年自然の家をなくさないでくださいというお手紙を送られてきました。それを見ながら、子どもの手書きで書かれている思い、私は、市長は一度も行ったことがないと言って、ちょっとさっき動揺してしまっただけですが、日高に何度も行かせていただいて、科学教育研究センター、科研、科研と言ってましたけど、科研でプログラムがあって、いろんな経験もあの場所でさせていただいた者として、そもそもさっきの市長、何度も言いますけど、さっきの市長の話はショック過ぎるんですが、それはともかくとして、そういうことをいろいろと思い出しながら、この子どものメッセージを見ました。

11月に子どもの遊び場がなくなると帰ってきて涙ながらに訴えられたと。そんな聞いてなかった。知らなかった。ずっと行けてなくて、楽しみにして行ったらもうなくなると言われてショックを受けて帰ってきた子どもの姿を見ながら、考えながら、感じるころはたくさんありましたが、そもそもさっきの議論を聞きながら思ったんですけど、堺市立日高少年自然の家条例の廃止について、議案第119号ありますが、廃止の理由、何ですか。

◎清水 子ども育成課長 廃止の理由でございますが、議案の説明資料に書いておりますのは、堺市立日高少年自然の家について、東日本大震災以降、利用者が減少していること、施設の老朽化に伴い、維持管理にかかる費用が増加していること等を踏まえ、この公の施設を廃止することとし、本条例を廃止するものであることとしております。以上でございます。

◆西 委員 私も、前段のほうは皆さんがいつもおっしゃるので信じてました。東日本大震災以降、利用者が減少している。でも、違ったんですね、さっきの信貴議員の質疑を聞いてると。堺市の子どもたちが減ってるだけで、東日本大震災以降、そのほかの部分でそんなに利用者が減少していない。書くのであれば、堺市の利用者が減少していることとせめて書くべきなんじゃないんですかね。

後半のほうは、費用が増加しているということではありますが、先ほど藤本議員の質問にもあって繰り返しになってるかもしれないんで恐縮ですが、これ、廃止によってどのような財政インパクトがあるかということをしつかりとセットにして議論しないと、これ、費用が理

由ですから、適切な、我々議会側が責任を持った判断ができないはずであります、費用が理由ですから。しかも、前段のほうは、どうも信貴議員の質疑を聞いている限り、甚だ怪しい理由だということでもあります。

そういった意味では、費用がこれから先どのようにかかる予定なのか、お示してください。

◎清水 子ども育成課長 廃止後は、売却や除却などの選択肢があると考えております。売却や除却などを行うためには、予算を確保して不動産鑑定などの様々な調査や除却のための設計などを行う必要がございます。

施設の廃止が決定する前に、また売却や除却の方針がない現時点におきまして売却等にかかる正確な費用等は把握できていません。

なお、除却費用につきましては、関係部局やコンサルティング会社への参考ヒアリングを基に、相当粗い試算ではございますが、建物除却におよそ3億円、原状復旧に要する土地造成としまして建物除却費の2倍程度のおよそ6億円、全体でおよそ10億円程度見込んでおります。

しかし、土地所有者の意向や土地造成に係る和歌山県の指導などの諸条件により、金額は大きく前後する可能性がございます。以上でございます。

◆西 委員 金額が大きく前後する可能性があるとおっしゃることに違和感があるんですね。土地所有者の意向、和歌山県の指導、何で確認できてないんですか。

◎清水 子ども育成課長 繰り返しになりますが、施設が廃止する決定する前でございますので、現在のところはそのような具体的などころまでお聞きはしておりません。以上でございます。

◆西 委員 令和2年に指定管理者と土地所有者に方針、示してませんか。

◎清水 子ども育成課長 土地所有者あるいは指定管理者などは、御協力があつてこそ施設を運営できるものでございますので、まず権利関係もでございますので、まず意向を御説明させていただいたものでございます。以上でございます。

◆西 委員 だったら、土地所有者の意向も相談できるし、和歌山県にもどんな指導になります、なりませんかと聞けないんですか。

◎清水 子ども育成課長 基本的な原状復旧ということをお聞きはしております。以上でございます。

◆西 委員 大きく前後するかどうかを何で聞けないんですか。

◎清水 子ども育成課長 まだ除却に関する設計などを行っていませんので、その段階でどういったことでしていけばいいかというのは現在はありません。以上でございます。

◆西 委員 正確な費用を求めているんじゃないですよ。大きく変動するほどの幅でしか聞けないんですかと聞いてます。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 所有者の意向でございますが、まずは事前にお聞きしてる、これもあくまで所有者と当たったところでございますが、まずは売却のときに併せてお願いしたいとか、そういう御意向は頂戴しています。

ただ、更地にしたときに、例えば除却したときに、原状復帰というのがどの部分の範疇になるかというのは、土地所有者の意向と和歌山県のお考えというのが十分にちょっと把握できていないというのが実情でございます。

◆西 委員 つまり把握ができてないことが問題だと我々は思ってるんです。正確な金額を、1円単位とは申し上げなくても、何万円単位、何十万円単位まで把握をしろということをお願いしているわけではなくて、しかしながら、これぐらいの費用感ですよ、財政が理由ですから、にもかかわらず、全く示されていない、大きく変動する可能性があるで逃げちゃってる、それで本当にいいんでしょうかと。我々議会ですから、我々は我々で責任を持った立場で判断をしなくちゃいけないにもかかわらず、これ、10年間、市長、よく財政シミュレーション、財政シミュレーションと言いますが、この10年間にどんなインパクトがあるか何も分からない。大きく変動する可能性がある。これでいいんですかね。

廃止後の財政負担もセットで示す。さっき市長も何か言ってましたけれども、いずれ除却しなきゃいけない。いや、売却したら除却しなくていいんですよ。そういうことも含めて、どういうふうに財政負担感があるのかということはセットで示してこそ、議会が責任ある判断をできるものじゃないんですかと思いますが、いかがですか。

◎清水 子ども育成課長 当施設の本館は、昭和50年5月に設置しまして、築46年で、海風などの影響もございまして著しく老朽化が進んでおります。このことから、近い将来、除却を含め、何らかの判断が必要でございます。

廃止後の施設の在り方の検討につきましては、一定の期間が必要となるため、まずは施設の廃止を決定し、毎年度発生する事業継続に要する財政負担を軽減することが望ましいと判断しております。以上でございます。

◆西 委員　そもそもよく民間がとおっしゃる会派がいらっしゃいますが、一度補修費用をたくさん使って、これ、減価償却の概念も全然皆さん、今日、行政会計だから関係ないといえ関係ないんですけど、減価償却ということに対する感覚的な議論もないということがよく分かるわけでありますけれども。

本当に財政負担を今すぐ軽減することが10年間で見たときに安くなるのかどうなのかということが全然示されないんです、何も交渉もほとんどされてないから。もしかしたら、廃止をいきなり決めて、指定管理もいきなり断ってしまうことが足元を見られることにつながりませんか。五千数百万を逆に安く買われてしまう、安くされてしまうことだってあり得るわけですよ。もちろんないかもしれませんが。ただ、そんな研究もされてないということだと思いますが、指定管理者の指定期間、どれぐらいですか。

◎清水 子ども育成課長　指定管理者の指定期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間でございます。以上でございます。

◆西 委員　つまり途中ということではありますが、そうすると、その職員の方が果たして雇用継続できるかどうか分からない。いろいろなことがあると思います。中途解除したら、指定管理者に補償していく必要があると思いますが、いかがですか。

◎清水 子ども育成課長　指定管理者との間で締結しております基本協定書では、基本協定を解除して指定管理者の指定を取り消す場合において、指定管理者に損害が生じたときは、本市はこれを賠償しなければならないことを規定しております。

指定管理業務による補償は発生しませんが、指定管理者の自主事業によって得られるであろう収益の補償を見込んでおります。以上でございます。

◆西 委員　本市は、これを賠償しなければならないことを規定している。幾らですか。

◎清水 子ども育成課長　自主事業の収益でございますが、過去の実績からいいますと、年間およそ10万円程度と見込んでおります。以上でございます。

◆西 委員　ほかの損害は発生しないということでもいいですか。

◎清水 子ども育成課長　何らかの損害が発生するというのであれば、指定管理者から申出があると思われませんが、指定管理業務につきましては補償は発生しないという協定になっております。以上でございます。

◆西 委員　聞いてることは、損害が生じるかどうか確認してますかということです。

◎清水 子ども育成課長 損害が生じるかどうかというのは、まず指定管理者さんの判断であると思いますので、生じることがあるかどうかというのは現在協議しております、指定管理者さんからの回答をお待ちしているような状況でございます。以上でございます。

◆西 委員 さっき10万円とおっしゃいましたが、10万円にとどまらない可能性は大いにあるわけですね。

◎清水 子ども育成課長 今現在協議している中でいいますと、なかなか発生するものはないのではないかというふうに見込んでおります。以上でございます。

◆西 委員 なぜそれを断定できないんですか。確認してないんですか。ちゃんとこういうときの前にしっかりと、それじゃあ指定管理者、そもそもこのお話を聞いたときは、当然指定管理の契約は終わるのかなと思いきや、これ、途中で切ってしまうと。働いてる方もいらっしゃいます。当然、損害は向こうから請求すると素直に考えたら思うんですね。こちらの都合で契約解除ですから。

にもかかわらず、それが幾らかかるかも想定できない。やっぱりこの状況で議会が責任ある判断をできるんですか。金額の多寡ですか。多寡だから、別にどうでもいいんですかね。そこもよく分かりません。

もう1つお聞きしたいと思います。

利用者の減少や施設の修繕、設備更新費の増大などの課題は以前から把握をされていたはずであります、このタイミングで廃止を決定した理由についてお示してください。

◎清水 子ども育成課長 以前から当施設の課題は認識しておりました現下の財政危機への対応としまして、庁内議論を加速させ、当施設の今後の在り方について改めて検討を行ってきました。

東日本大震災以降、当施設での活動に対するニーズが変化していることや、当施設が堺市から遠方にあることなどを理由に、本市利用団体の中心を占めていた市内小学校の利用が減少しており、今後も利用の回復が見込めない状況でございます。

このため、施設の悪化している収支状況の回復も見込めないことから、早期に財政負担を軽減するため、施設を廃止することで年間5,551万円の指定管理料や今後必要となる修繕工事費用の支出を見直すことができると判断いたしました。以上でございます。

◆西 委員 さっきの議案の、二度繰り返してはいますが、東日本大震災が理由でということ、一見それっぽく聞こえること、もうやめてほしいんですね。堺市から遠方にあることなどを理由に利用者が減った。遠くなったんですか。

◎清水 子ども育成課長 当然、場所は変わっておりませんが、市内の小学校にヒアリングしますと、そのような理由をおっしゃる学校があるということでございます。以上でございます。

◆西 委員 ずっと遠いんですよ、その人たちにとっては。遠くなったから減ったんじゃないんですよ。先ほど藤井議員もおっしゃいました。信貴議員もおっしゃいました。時間間隔はいろいろあると思います。でも、遠くなったことを理由に減ったというようにおっしゃったから、それは違うでしょう。

◎清水 子ども育成課長 お聞きした学校の中には、従前は日高を利用しておりましたが、ほかの施設へ替わられた学校もございまして、そのような学校からできるだけ近いところへという意向も聞いております。以上でございます。

◆西 委員 今のおっしゃったところでは、近くに施設ができたという理解でいいですか。

◎清水 子ども育成課長 主に従前からございます青少年海洋センターなり少年自然の家に移られているケースが多いということでございます。以上でございます。

◆西 委員 聞いてることに答えてください。

◎清水 子ども育成課長 最も今、市内小学校で利用が多いのが府立の青少年海洋センターでございますが、こちらは日高と同じく昭和50年の設置でございます。以上でございます。

◆西 委員 そうですね。だから、遠くなったからを理由に減ったって、本当にそれでいいんですか、答えとして。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 従前から場所が遠くなったということではございませんが、学校のほうに、要は日高から例えば淡輪であったりとか、別の施設に移られた学校さんにお聞きしますと、日高が遠方にあるということが理由であるということでお聞きしておるということでございます。

◆西 委員 遠方にあることなどを理由に減っていったという、何かそれをすごい大きく掲げられる、それに違和感があります。時間がないので、もうこれ以上聞きませんが。



それでは次、お聞きしますが、財政危機脱却プランでパブリックコメントの募集はいつからいつまでされたんですか。

◎清水 子ども育成課長 財政危機脱却プラン(案)に対するパブリックコメントの募集は、本年10月22日から11月18日まで行いました。以上でございます。

◆西 委員 では、いつ起案して決裁したんですか。

◎清水 子ども育成課長 廃止条例案の起案につきましては、11月19日に起案しまして、市長決裁が終えましたのは11月24日でございます。以上でございます。

◆西 委員 18日にパブコメを終えて、19日に起案する。確かに途中で知ってたかもしれませんが、それはあまりにもパブコメ軽視じゃないですか。

◎清水 子ども育成課長 今お示しいただいたとおり、この期間に届いた御意見、6件ございましたが、これは随時局内において内容を確認させていただいております。その上で廃止が妥当と判断したものでございます。

決裁につきましては、パブコメを重視したことにより、この日付で11月19日に起案したものでございます。以上でございます。

◆西 委員 形上、次の日にしただけであって、それを真摯に局内で、もしくは庁内で、みんなで議論しているというような日付には思えないですね。1日ですから。甚だ残念です。もっとしっかりとパブコメ、真剣に議論してほしいと思います。

さっき質問をお聞きしながら思ったんですが、分からないのは、淡輪や貝塚に日高の利用者の方が全部入れると確認したというふうにお聞きしましたが、それでよろしいですか。

◎清水 子ども育成課長 令和元年度に市内の小学校を利用されていた学校にお聞きいたしました。来年度予定はもう決まっているということでございました。以上でございます。

◆西 委員 日高を利用している青少年の皆さんは、市外はともかくとして堺市の皆さんだけに限ったとしても、学校だけなんですか。

◎清水 子ども育成課長 主たる利用者はもちろん市内の小学校でございますが、あと幼稚園あるいは子ども会などの団体もでございます。以上でございます。

◆西 委員 先ほど来、長谷川先輩が最初のお示しされた剣道の合宿のこともそうだと

思います。つまり学校だけじゃないんですよ。堺市の様々な青少年団体、使っています。使われていました。そういう人たちが確実にここがなくなったときに活動はできるように担保されているのでしょうか。

◎清水 子ども育成課長 令和元年度に御利用になられた団体につきましては、本年9月下旬に施設を廃止する予定である旨を御案内しまして、同時に類似施設も併せて御通知差し上げたところでございます。以上でございます。

◆西 委員 さっきから足りてる、足りてるというふうな議論をされてるからお聞きしてるんです。

青少年健全育成は、別に学校だけではありません。御存じのとおりです。様々な青少年団体が健全育成活動を頑張ってくださいます。スポーツ団体もしかり、文化団体もしかり、地区協の皆さんもPTAの皆さんも青少年指導員もみんないろいろところで頑張ってくださいます。その人たちが日高を使えなくなったときに困るかどうか、通知をしたんじゃないんですよ、調査されたんですか。

◎清水 子ども育成課長 御指摘のような調査というのはしておりません。以上でございます。

◆西 委員 じゃあ、全然足りてるかどうかは定かじゃないですよ。

◎清水 子ども育成課長 主たる利用者でございます市内の小学校には同じように御案内もしております。以上でございます。

◆西 委員 聞いてることに答えていただけませんか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 令和元年度、施設のほうを利用しておりました59ということでございますが、34が小学校でございます。4が幼稚園となつてございまして、18がその他青少年団体ということでございます。残りはちょっとその他ということでファミリーということになってございます。

幼稚園と青少年団体には、先ほど課長が答弁申し上げたとおり、直接に確認したわけではございませんが、4団体、18団体ということでございますので、一定周りの施設で吸収できるものと見込んでおります。以上でございます。

◆西 委員 見込む根拠を教えてください。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 根拠といいますと、周りの施設につきまして、全てがいわゆる飽和状態ということではないかと認識してございますので、一定吸収できるものではないかと認識してございます。

◆西 委員 どれぐらい飽和状態じゃないんかを見込んだ上で、この団体がこれぐらい移動したら大丈夫ですよという計算があってしかるべきだと思いますが、いかがですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 確かに、西議員おっしゃるように、全てのものを調査できたらあれなんですけれども、そこまではしておりません。しておりませんが、今の現状をおきまして、シーズンがいろいろございますので、例えば特定のシーズンにとっては飽和することはあるかもしれませんが、年間通じて一定の期間というのは確保できるものと認識してございます。

◆西 委員 私、あんまり市の皆さんを悪く言いたくないんで、言い方悩むんですが、皆さんの感覚で思うと言われても、私たち責任を持った判断、それこそできますか。部長が思う言うてたから我々もできると思います、それで議決するんですか。そんなんでいいんですか、責任ある議決って。皆さん、あまりにも議会軽視だと思いますよ。議会に責任を持った議決を求めているのは皆さんですから、ちゃんとした材料を示さなきゃいけないのに、思うで解決する、本当にそれでいいんですかね。

先ほど来の議案の説明に書いてありますが、この議案の廃止の理由を見る限り、堺市として宿泊型の社会教育施設、重要でなくなったと思っていないように思えるわけですが、いかがですか。

◎清水 子ども育成課長 委員お示しの宿泊型の社会教育施設でございますけど、日常から離れた体験学習の場として、青少年の健全育成に資する効果的な施設であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 重要であるということは認識していただいてひとまず安心するわけですが、だとするならば、これで五千数百万の予算、さらに後から出しますけど、東吉野の予算、両方、東吉野も日高もなくして、全く堺市として宿泊型研修に関わらなくなってくるんですよ。予算が、じゃあ6,000万近い予算を使えるかどうかは別にして、代わりにこういうことをまだ大事だと思っているからやりますということがあってしかるべきだと思いますが、いかがですか。

◎清水 子ども育成課長 来年度直ちに実施できるような具体案は持ち合わせておりません。友好都市であります東吉野村には、ふるさと村がございまして。まずは、ここの利用促

進につながる取組に注力していきたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 後でもう一回聞こうと思ってますけど、東吉野村も堺市のお金はなくなるという案になっているんです。なのに東吉野村はありますということ、それは東吉野村さんの判断です。堺市としてやめちゃう。それでいいんですか。重要性はあると思っているのに、やめまずでいいんですかと聞いています。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 子ども青少年の健全育成宿泊型の施設というところでございますが、先ほど課長申し上げたとおり、来年度、たちまち何ができるというものは、具体案を持ち合わせてございませんので、今一定の6,000万という部分につきましては、一定来年度に何かに使うということではございませんが、この宿泊型の宿泊施設にどういった形で堺市は関与していくかということにつきましては、引き続き研究・検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

◆西 委員 代わりの案も準備をされてないということなんですよね。やっぱり議会どのように判断すべきか、よく分からないですね。責任を持って判断、本当にできるのかね、不思議で仕方がないです。

次の項目に移ります。東吉野ふるさと村について、8月議会で議論させていただきました。6月も議論しました。その後、どのような取組を行うことを局長からもいろいろと尽力していく旨の答弁もありました。どのようにこれからされていこうとしているのか、取組をどのように行ったか、お示してください。

◎清水 子ども育成課長 8月議会の後の取組でございますけど、東吉野ふるさと村は、最大80名が宿泊できます。このことから、小学5年生が80名以下の小学校で、令和元年度に日高少年自然の家や、あるいは林間学校でほかの施設を利用されていた29校に対しまして、10月に訪問などにより、ふるさと村の周知と林間学校での利用を働きかけました。

その結果、既に28校が、来年度、令和4年度の利用施設を決められておりましたけど、利用施設が未定でありました1校が、ふるさと村を見学いただきまして、仮予約をされたとお聞きしております。

また、既にほかの施設に決められていた小学校でも、今後の選択肢としまして検討すると答えていた学校が数校ございました。さらに、ふるさと村の独自事業につきまして、本市としてもPRに協力しております。例年、冬の期間は閉鎖しておりますテントサイト、今年度からはオープンすることについて、本市のホームページと子育て応援アプリで情報発信を行いました。以上でございます。

◆西 委員 じゃあ、今後どのように取組もうとされていますか。

◎清水 子ども育成課長 先ほどの小学校でございまして、ふるさと村を利用するための条件や要望などをお聞きいたしました。そうしましたところ、堺では体験できないプログラムが充実されている、雨天時のプログラムがある、各種プログラムに支援員が配置されている、地元の方との交流機会があるなど、主に現地での活動に関する要望などがございました。

これら要望を受けまして、本市から東吉野村に対しまして、例えば、吉野杉を利用した工作や林業体験、あるいは天体観測や自然散策、雨天時には、ふだんは利活用されていない施設での木工細工、また、かつて近隣にありましたフィールドアスレチックの再活用、また地元小学校との交流など、具体的な提案を東吉野村に対して行いまして、1つでも小学校のニーズに添えないか、検討をお願いしております。

今後も東吉野村と連携しまして、小学校だけでなく、子ども会や、あるいはスポーツチームなどの各種団体に対しても、ふるさと村の利用を働きかけまして、ふるさと村での交流を促進してまいります。以上でございます。

◆西 委員 いろいろと頑張ってくださいことは一定評価をしたいと思いますが、しかしながら、これは友好都市としての当然の協力なんです、申し訳ないですけど。しないよりは、ぜひしていただきたいです。していただいていることには感謝をします。でも、友好都市としての協力です。こういう宿泊型の健全育成をやる施設を全てやめることに対して、どのように代替していきますか。そのことを局長がしっかり議論していただけるんだと私は思っています。そのことが全く議論されていない。残念です。提案はいろんなやり方できます。でも、それは東吉野村さんにとっては、いろんな案を五月雨に言われているだけです。そうじゃなくて、実態としてどのようにやっていくかということが問われているんだと思います。

先ほどの日高のことでも申し上げましたけれども、やっぱり、これ子ども青少年局として、重要だと考えてくださっている宿泊型の社会教育施設、どのように維持をしていくか。必ずしも施設を持つことじゃないかもしれません。児童自立支援施設でも1棟だけ持つとかやっていましたよね。いろんな担保の仕方はあると思います。1組があるのかもしれない。いろんなやり方があります。やっぱりしっかりと取り組んでいくことは重要だと思います。例えば、東吉野村のふるさと村の入り口の建物、何も改修されないまま置いていかれている施設もあります。これがあれば野外活動じゃなくて、屋内型活動もできたはずなんです。こういうこともしっかり取り組んでいくべきだと思いますが、局長、御決意、もう一度お願いできますか。

◎森 子ども青少年局長 前回は引き続き、いろいろ御議論いただいております。私の感覚といたしまして、施設に対する市民の方の思い入れであったり、それから愛着であったり、

施設を愛していただいていると、そういう声をいただいておりますことは非常にありがたいことですし、うれしく思っております。

ただ、やはり施設を市として保有する以上、それなりの費用負担は発生するのも事実でございます。それらを総合的に勘案した判断としまして、今回、日高につきましては、条例の廃止という形で提案をさせていただいております。

今、西委員のほうから御指摘がある部分につきまして、今後、局としては、当然宿泊型の活動というのは不要だというふうな判断はしておりませんので、こういった形でそれを実行に移していけるものがあるのかどうかというのは考えていきたいところだと思っております。以上です。

◆西 委員　ありがとうございます。時間がないので、また次の議会でも議論させていただきたいと思っております。ありがとうございました。